検査の実施について

1 検査日時

年 月 日 時 分 から2時間半程度(状況により延長あり)

2 根拠法令

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第24条

3 用意する書類

別紙2 「検査時必要な書類」 参照

※別紙3 「自己点検票」を検査日の1週間前までに提出してください。

- 4 当日の流れについて
 - (1) 検査員紹介
 - (2) 書類等の確認
 - (3) 現地確認 (上層階から下層階へ)
 - (4) 講評
- 5 注意事項
 - ・ 当日は住宅の責任者、入居者との契約及び生活支援サービスの提供について説明できる方(委託の場合、受託業者)の立会いをお願いします。
 - 検査に必要なスペース(相談室等で結構です。)の確保をお願いします。
 - ・ 住戸も検査対象です。空き住戸がない場合でも、入居者の承諾を得て住戸 内を検査できるようお願いします(1戸以上)。
 - 併設施設についても、確認することができるよう調整をお願いします。
 - ・ 住宅の管理、生活支援サービスの提供について、他者に委託している場合 は、委託先も検査の対象となります。
 - ・ 住宅内の設備等を写真撮影させていただきます。撮影に当たっては入居者、 職員等のプライバシーに充分配慮しますので、あらかじめご了承ください。